

覚醒剤原料研究者指定申請書

県収入証紙

消印しないこと

覚醒剤取締法第30条の5において準用する同法第4条第2項の規定により、覚醒剤原料研究者の指定を申請します。

年 月 日

住 所

氏 名

徳島県知事

殿

研究所の所在地及び名称	
覚醒剤原料を必要とする研究事項	
参 考 事 項	

- 備考 1 字は、墨又はインクを用い、楷書ではっきり書くこと。
2 参考事項欄には、月平均覚醒剤原料使用予想量その他参考となるべき事項を記載すること。